

令和 8 年 第9回

当別町教育委員会定例会議事録

当別町教育委員会

令和 8 年 第 9 回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 午後 2 時 0 0 分

場所 当別町役場 3 階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、大畑委員、瀬戸委員

出席職員 長谷川教育部長、高田学校教育課長、川田学校教育課参事、村上社会教育課長、山岸総務係長

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和 8 年第 9 回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 （「いません」の声） 傍聴者がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づきまして議事に入ります。
【日程第 1】 教育長	日程第 1、議案第 1 号、令和 9 年度に使用する小学校用及び義務教育学校前期課程用教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第 1 号、令和 9 年度に使用する小学校用及び義務教育学校前期課程用教科用図書の採択について、1 頁から 2 頁をご高覧願います。 令和 9 年度に使用する小学校用及び義務教育学校前期課程用教科用図書について、第 1 地区教科用図書採択教育委員会協議会において、2 頁に記載のとおり選定されましたので、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定により、令和 9 年度に使用する教科用図書の採択を行うため、委員会の議決を求めるものでございます。 以上、議案第 1 号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑ございませんでしょうか。 補足をさせていただきますと、今年は大きな採択の年ではございませんので、小学校・中学校につきましても昨年度と同じものを使用することとなっております。
教育長	質疑ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それでは、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第 2】	次に、日程第 2、議案第 2 号、令和 9 年度に使用する中学校用及び義務教育

教育長	学校後期課程用教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは議案第２号、令和９年度に使用する中学校用及び義務教育学校後期課程用教科用図書の採択について、３ページから４ページをご高覧ください。 令和９年度に使用する中学校用及び義務教育学校後期課程用教科用図書について、第１地区教科用図書採択教育委員会協議会において、４ページに記載のとおり選定されましたので、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び第１４条の規定により、令和９年度に使用する教科用図書の採択を行うため、委員会の議決を求めるものであります。 以上、議案第２号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それでは、議案第２号は、原案のとおり決定をさせていただきます。
【日程第３】 教育長	次に、日程第３、議案第３号、令和９年度に使用する小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは議案の第３号でございます。令和９年度に使用する小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択について、５ページから８ページまでとなります。 令和９年度に使用いたします小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書並びに令和９年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書。 これはいわゆる例外的に一般図書を教科用図書として使用するものについてということでございます。これらにつきまして、第１地区教科用図書採択教育委員会協議会において、６ページから８ページに記載のとおり選定をされましたので、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び第１４条の規定により令和９年度に使用する教科用図書の採択を行うため、委員会の議決を求めるものであります。 なお、選定理由等につきましては、別冊にご用意してございます。資料の１ページから４ページに記載のとおりでございますのでご高覧願います。 以上、議案第３号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑ございませんでしょうか。
大畑委員	SDGｓの教科書がありますが、具体的に授業でどう取り入れているのか聞かせてもらいたい。

教育部長	SDG s 自体がもともと教科科目の中のカリキュラムの中に取り入れられてございますので、総合的学習のカリキュラムの一端として、この本を教科書として使用されるという形でございます。
教育長職務代理人	新しく出る教科書はデジタル教科書を採用してもよいという、採用すべきであるということではなくて、教育委員会によって紙のものを使ってもいいし、一部入っているものを使ってもいいし。ところが、フィンランドだとかノルウェーだとか韓国の例を踏まえて、低学年のうちは紙ベースにしようということをやって、デジタル教科書をひっくり返すということにはならないんですけども、子どもたちの様子を見ると、活字力や読解力がすごく劣っていると思います。 学力テストなんかは問題を読めない、問題の意味がわからないから書きようがないという子が結構いるという実態があるんですよね。 教科書もどうのこうのではないんですけどもこれから委員会では石狩管内はどんな形で採択されるかわからないですけどもすごく採択が難しいだろうなって、本当に子どもたちの力をどう育てていくかっていうことを考えないと、韓国の例のようになってしまう可能性があるんで、そのところは慎重にやらないといけないなってすごく思っています。
教育長	今、代理がおっしゃったお話は非常に大きな問題だなと思っているところです。今の全国的な流れというか、文化の流れではどちらか一方を選択するという形ではなくて、おそらくハイブリッドの形で両方が教科書として認められる、同じ重さで認められながら両方を使っていくという形に収まっていくと思います。 特に、今お伝えしたように低学年のお子さんとか逆に高学年のお子さんとか特別支援のお子さんとか、当別町の学校についてはその辺のこともきちっと急に慌てないように準備をしていただきたいということをお話ししているところでございます。 学習指導要領が変わるというのが目前に来てまして、来年に関しては、もう試行期間が始まります。それを考えますとゆっくりはしていただけないので、学校の方にしっかり準備をしてもらいたい、ということでお話をしております。
教育長	他に質疑ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) それでは、ないようでございますので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第4】 教育長	次に、日程第4、協議第1号、令和8年度9月補正予算について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは9頁から10頁になります。 協議の第1号、令和8年度9月補正予算についてでございます。

	9月8日から開会予定でございます。当別町議会9月定例会に提出をいたします議案について委員会において協議するものでございます。 この度は補正予算の案件ということでございます。内容につきましては10頁をご覧ください。 今回の補正予算につきましては歳入、それと歳出、それぞれでございます。 歳入におきましては、23款町債において880万円の補正増でございます。 こちらにつきましては、総合体育館の改修事業、当初予算で予定しておりました事業でございますが、こちらの財源が積算当初の予算よりもより有利な起債メニューが採択ができたということで880万円の増額となっております。 また、事業費自体は変わってございませんので、歳出の部分、この予算の表には見えておりませんが、教育委員会所管にはならない予算で、企画部で所管しています町基金の880万円がこれの裏として削られているというような状況がございます。 それと歳出関係でございます。この時期恒例となっておりますが、各施設に関わる除雪費の増額補正となっております。 各施設、教育所管施設合計で147万4千円の増となっているところでございます。 これにつきましては、人件費、燃料費の高騰により公共施設に関わる除雪費の統一単価が町内で増額となり、見直しを一律かけたところから、教育委員会所管の施設についても増額補正をするものでございまして9月議会に上程いたします。 教育委員会所管の案件につきましては、以上のとおりでございます。 以上、協議の第1号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。ご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
教育部長	当初から予定しておりました電気工事の一部、キュービクル工事でございます。その関係のものを今回改修をするということで予算総額は変わらないんですが、いわゆるテクニカル上の話で言うと、財源構成ということで当て財が変わったというところでのやりくりでございます。
小林委員	キュービクルを変えたら効率が良くなりますか。
村上社会教育課長	壊れたときに総合体育館の電源として電気が引っ張れなくなるので、そのとき運営できなくなる。 もともと総合体育館が防災の拠点として指定されている設備でもあるので、そういった時に使えなくなるというのがとても大きいなと。 永久としてそこを変えないとリスクが高いので、今回そこを改善し防災対策上もよくなった、といったようなことです。

小林委員	太陽光パネルの耐用年数はどうなのか。
村上社会教育課長	パネル自体はものすごい長いと聞いてるんですけど、ただ太陽光パネルができて経年劣化で壊れてしまうとか、そういったものがまだできてからそんな技術が古いものじゃないので、実際どれだけ耐用年数があるかわからない、というのが当時の話です。
教育部長	歳入が増になったというのは、今言った避難施設に充当するお金の起債メニューがあたって、元々の充当率よりも高い起債を採択していただくことができたということの財源の組み替えになっています。 また、教育委員会の総予算の中で今回これを1年限りの新規工事としてどうしても行わなければならないという折衝があって、総合体育館のバスケットゴールが来年になっています。
教育長	他にご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。 (「ありません」の声) それでは、ないようでございますので、本件は、提案のとおりとさせていただきます。
教育長	以上で、令和8年第9回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時22分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者